

事 務 連 絡
令和 2 年 5 月 25 日

別記 御中

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
高 齢 者 支 援 課
振 興 課
老 人 保 健 課

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の
臨時的な取扱いについて（第 11 報）」の周知について

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」（令和 2 年 2 月 17 日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）等でお示ししているところです。

今般、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 11 報）」を都道府県等に対して発出いたしましたので、貴会におかれましては、別紙の内容についてご了解いただくとともに、会員各位へ周知についてご協力をお願いいたします。

【別紙】

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 11 報）」（令和 2 年 5 月 25 日付厚生労働省総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）

(別記)

公益社団法人 全国老人福祉施設協議会

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国社会福祉法人経営者協議会

特定非営利活動法人 全国盲老人福祉施設連絡協議会

一般社団法人 全国軽費老人ホーム協議会

高齢者住まい事業者団体連合会

{	公益社団法人 全国有料老人ホーム協会
	一般社団法人 全国介護付きホーム協会
	一般社団法人 高齢者住宅協会